

障がいのある人と人権

障害者雇用と「人間の幸せ」「個の尊厳」



石渡和実

連載 第9回



毎年9月は、「障害者雇用支援月間」である。1948（昭和23）年8月に「奇跡の人」と呼ばれたヘレン・ケラーが来日し、当時の労働省が9月1日から7日まで障害者の雇用促進運動を展開したことがきっかけだという。

日本では障害者雇用促進法により、民間企業は従業員数の2.3%、国や自治体は2.6%にあたる障害者を雇わなければならない「雇用義務」が課せられている。雇用される障害者は19年連続で増加し、2022（令和4）年6月現在約61万4千人の障害者が雇用されている^{*1}。一方で、作業所など障害者だけの働く場（「福祉的就労」）を利用する障害者は37万5千人（2020（令和2）年3月現在）^{*2}いて、この「福祉的就労から雇用への移行」が障害者福祉の積年の課題でもある。

障害のある人の「働く」を考えると、今も心に残る言葉がある。川崎市高津区にある日本理化学工業は、従業員94名のうち知的障害者が66名（70%）という企業である（2023（令和5）年2月現在）^{*3}。粉が飛散しないダストレスチョークや窓ガラスにも描けるキットパスなどを考案し、チョーク業界のリーディングカンパニーと称される。元会長の大山泰弘氏（故人）が、いつも紹介してくれた禅師の言葉は、今、会社の碑にも刻まれている。「導師は人間の究極の幸せは、人に愛されること、人にほめられること、人の役に立つこと、人から必要とされること、の四つと云われた。働くことによって愛以外の三つの幸せは得られるのだ。私はその愛までも得られると思う。」（「働く幸せ」）

筆者は、「必要とされ、人の役に立つ」という指摘に、また「目から鱗」の思いであった。「共に生きる」ということは、「同じ場に存在する」ということだけではない。「あな

たがここに居てくれないと困るのよ」と求められ、それに応えて「役割を果たす」ことなのだ、と痛感させられた。そのような存在であってこそ、人は「生きがい」を感じ、自分に「誇り」を持てるのである。それこそが、「個の尊厳（dignity）」である。そして、大山氏も指摘していたが、「役割」はもちろん働くことだけではない。

2006年12月6日、障害者権利条約が採択された。それまで理念とされてきたノーマライゼーションという言葉は一言もなく、「ノーマライゼーションの謎」などと言われた。替わって登場したインクルージョンでは、① position、② role、③ relationshipという3語を強調していた。筆者は、①居場所、②役割、③支え合い、という日本語で紹介する。安心して過ごせる「居場所」があり、そこで必要とされて「役割」を果たす、それが「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、お互いがなくてはならない「支え合い」という関係性を築き上げていく。今、私たちが求める「地域共生社会」とは、まさにそうした「個の尊厳」を基盤にしているのである。

※1）「令和4年障害者雇用状況の集計結果」（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29949.html

※2）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/service/shurou.html

※3）<https://www.rikagaku.co.jp/handicapped/>

いしわた かずみ 東洋英和女学院大学名誉教授。埼玉県や横浜市のリハビリテーションセンターに勤務の後、東洋英和女学院大学等で「障害者福祉論」「人権論」を担当。日本障害者協議会（JD）理事、東京都社会福祉協議会理事、世田谷区障害者施策推進協議会会長などを歴任。2016（平成28）年には、津久井やまゆり園事件の神奈川県検証委員長も務めた。障害がある人の想いを尊重した地域生活支援、ネットワークの構築などについて活動を続けている。